

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成31年4月9日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成31年3月1日農林水産省告示第468号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
濱井勤	周智郡森町三倉字沖4891の1、4895、4900の1、4900の2、4900の3、4900の4、4900の6、4900の7、字瀬戸山5067の1、5112の1、字天幡塚5126の1、5126の5、5126の7、5149、字柿ノ平5150の1、5150の2、字沖5206の1、5206の2、5206の4、5206の5、5212の1、5214の2、字風久保5215、5221の2、5266の1、5281の1、5281の2、5281の3、5286、5288の1、5300の2、字東山5306の1、5306の3、字風久保5308の1、5308の3、字東山5309の1、5309の3、5309の18、5309の19、5310の1、5311の1、5313の1、5313の2、5313の5、5314の1、5314の2、5316の1、5317、5318の1、5321 周智郡森町三倉字天幡塚5126の4、5152、字柿ノ平5166の1、字東山5306の4（以上の4筆については一部保安林）	森町役場